

ブラジルを経由して日本に帰国する際の留意事項

1 7月29日、ブラジル政府は、ブラジルへの陸路及び水運による外国人の入国を国籍に関わらず制限する措置を、一部要件を緩和しつつ、30日間延長する旨発表しました（同日付で施行）。

2 旧政令340号第8条で提示が必要とされた新型コロナウイルス不感染の証明は、ブラジル入国またはブラジルへの渡航便の搭乗に際してはブラジル政府の規制としては求められないことが確認されましたが、今後、ブラジル経由でのフライトについて、利用する航空会社によっては経由地の当局の規制等により陰性証明書等の提示が求められることもあるようですので、航空券を購入する前にご利用の航空会社に確認されることをお勧めします。

3 日本人は、観光（90日以内の短期滞在）目的でも、訪問ビザ（VIVIS : VISTO DE VISITA）免除の下で、ブラジルへの空路入国が可能となりました。

4 90日以内の短期滞在のためにブラジルを訪問する外国人旅客は、搭乗前に、航空会社に対し、ブラジル旅行中の全期間をカバーするブラジル国内で有効な医療保険の加入証明書を提示しなければならず、提示しない場合には、衛生当局の指示に基づき、入管当局により、入国が禁止されます。トランジットであっても医療保険の加入証明書の提示が必要であるとの情報もありますので、航空券を購入する前にご利用の航空会社に確認されることをお勧めします。

5 航空会社に対しブラジル国内で有効な医療保険の加入証明書を提示しなければならないとの条項については、訪問ビザ（VIVIS : VISTO DE VISITA）該当者のみに適用され、その他のビザには適用されません（注：日本人は訪問ビザを免除されていますが、90日以内の短期滞在のためにブラジルを訪問する際は訪問ビザ該当者として本件条項が適用されます）。

詳細は、以下のリンク先をご確認ください。

<https://www.sp.br.emb->

[japan.go.jp/itpr_ja/jnot_20_07_coronavirus51_jp.html](https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/jnot_20_07_coronavirus51_jp.html)

<https://www.sp.br.emb->

[japan.go.jp/itpr_ja/jnot_20_07_coronavirus52_jp.html](https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/jnot_20_07_coronavirus52_jp.html)